

京都府国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業コワーキングスペース等認定事業者
規約

(目的)

第1条 本規約は、国家戦略特別区域における創業外国人材の事業所確保の特例及び、京都府国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の制度を活用し経営・管理ビザの資格を得た外国人起業家（以下、「外国人起業家」という。）に対して、京都府内でコワーキングスペースやシェアオフィス（以下「コワーキングスペース等」という。）の提供等が可能な事業者（以下「事業者」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2条 本規約におけるコワーキングスペース等とは、構造上及び利用上の独立性を有していない、共同利用型の区画のことを指す。

(認定された企業等の呼称)

第3条 本規約により認定された事業者の呼称は、京都府国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業コワーキングスペース等認定事業者（以下「認定事業者」という。）とする。

(認定要件)

第4条 京都府内でコワーキングスペース等を運営し、京都府国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の趣旨に沿って、外国人起業家に対する支援として次の事項が可能な事業者（代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合を除く。上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が経営に事実上参画している場合を除く。特定の政治、宗教、思想等の普及を目的とした団体である場合を除く。特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体である場合を除く。）であることを要件とし、京都府が認定する。

(1) 法人登記が可能であること。

(2) 外国人起業家が当該コワーキングスペース等を創業人材の事業所確保に係る特例として利用できる期限は、初回の在留資格「経営・管理」更新後、最大で1年までとし、その利用証明が第5条第1項第2号に定める書面により可能であること。

(3) 外国人起業家と英語等によりコミュニケーションをとることができるスタッフ等が、平日3日程度在駐していること。

(4) 入居の外国人起業家の事業活動状況等について、京都府からの照会に報告できる体制を備えること。

(5) 入居の外国人起業家の施設利用にあたって、席が確保されない等の不利益が生じないこと。

(役割)

第5条 認定事業者は、京都府国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の趣旨に沿って、以下の役割を担う。

- (1) 外国人起業家の活動の進捗を、JETRO京都に設置されているスタートアップピザ申請窓口と連携し、京都府に報告するよう対応する。
- (2) 外国人起業家の初回の在留期間更新時には、必要に応じて「利用期間に関する証明書」（規約様式第1号）を発行する。ただし、賃貸借契約書等に利用期間が明記されている場合は、その写しを規約様式第1号に代用することができる。

(認定手続)

第6条 認定に関する申請は、京都府ウェブサイト上の申込みフォームから行う。

(認定処理)

第7条 京都府は、認定の申請があった事業者について、第4条の要件を満たしていることを確認した場合は認定し、規約様式第2号を発行する。また、専用のウェブサイトに当該事業者の名称及び必要な情報を掲載する。

(認定の変更及び取消し)

第8条 認定事業者は、実施する取組内容に変更が生じた場合は、京都府に対して規約様式第3号変更の申請を行う。

なお、実施する取組内容を行わなくなった場合は、速やかに京都府へ連絡の上、規約様式第3号により報告するものとする。

- 2 認定事業者が本規約に違反した場合、認定事業者の認定を取り消すことがある。
- 3 認定に係る実施する取組内容を行わなくなった場合、その他、第4条の要件を満たさなくなった場合、認定事業者の認定を取り消すことがある。
- 4 認定の取り消しは規約様式第4号により通知する。

(事故、苦情等の処理)

第9条 認定事業者は、その責めに帰すべき事由により、外国人起業家又は第三者に、苦情等が発生した場合、又は損害を与えた場合は、認定事業者の責任において対応し、解決するものとする。

(事務取扱)

第10条 本規約に係る事務取扱については京都府経済交流課が担うものとする。

附 則

この規約は、令和3年7月15日から施行する。